平成２８年（フ）第４０号
島根県出雲市長浜町659番地34
債務者　株式会社エビス水産
代表者代表取締役　福間千恵子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　樹
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４８号
福島県南会津郡南会津町田島字北下原甲153番地
債務者　有限会社丸二産業
代表者代表取締役　二瓶　道男
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　裕之
4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３５８８号
岐阜県岐阜市西荘１丁目８－１－1002、申立て時の住所東京都港区港南２丁目16－８－1506
債務者　大坪　典子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守谷　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０７号
金沢市窪３丁目351番地１
債務者　被相続人亡押野毅相続財産
相続財産管理人　押野明日香
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩梅　　修
4　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午後２時30分
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４９号
神奈川県秦野市菩提133番地の22
債務者　有限会社カトウ塗料
代表者取締役　加藤　孝雄
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
4　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８号
福岡県直方市大字植木字卯田781番地２
債務者　株式会社松尾工業
代表者代表取締役　松尾　和久
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時
福岡地方裁判所直方支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１１号
宮城県塩竈市港町２丁目１番16号　ハイツ星山208号
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
仙台市若林区南染師町87番地の６　コーポ南染師Ｂ－102
債務者　早坂　貴志
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福島県いわき市平字七軒町11番地の４　グランドールＭＫ201
債務者　横田　優子（旧姓小峰）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５２号
千葉県君津市法木作１丁目11番21号　103
債務者　吉野　和紀
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５５号
千葉県君津市中野１丁目26番４号　104
債務者　岸　　哲
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５６号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目13番地５　レイパティオＢ103号
債務者　小野寺基紘
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５９号
千葉県木更津市貝渕４丁目13番５号　アリス木更津第一　202号
債務者　相川　秀雄
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１６５号
金沢市高畠１丁目153番地　カーナ・２　102号室、住民票上の住所金沢市桜田町３丁目30番地１　サーパス桜田町一番館204号
債務者　江守　貴男
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2249番地の27
債務者　古賀有希子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第９４号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の３　チェリー・ブロッサム202
債務者　小山　和利
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
津地方裁判所破産係